

○ ICT活用工事加速化事業実施要領

(通則)

第1条 しまねの建設担い手確保育成補助金交付要綱に基づく、ICT活用工事加速化事業の円滑かつ適正な運用にあつては、この要領に定めるところによる。

(事業計画の提出)

第2条 ICT活用工事加速化事業を実施しようとする事業者は、ICT活用工事加速化事業計画（様式第1号）に関係書類を添え、県が別に定める期日までに、知事へ提出しなければならない。

(事業者の選定)

第3条 県は、前条により提出された計画について、書面審査を実施し、補助対象とする事業者を選定する。

2 事業者を選定する審査は別表1の審査基準を総合的に勘案して行うものとする。

3 事業者の選定に当たっては、採択の条件を付し、又は申請金額より減額して採択することができる。

(選定結果の通知)

第4条 県は、前条の選定の結果について、申請事業者へ速やかに審査結果通知書（様式第2号）で通知する。

(効果報告)

第5条 事業者（ICT建設機械レンタル申請者を除く）は、ICT活用工事加速化事業計画に添付した経営力向上計画の「3 実施時期」の終期までの事業効果について、毎会計年度終了後60日以内に実施効果報告書（様式第3号）を知事へ報告する。なお、補助事業の実績報告日以降最初に終期が到来する決算期の実施効果報告は省略できる。

附 則

この要領は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

審査基準

- | |
|--|
| <p>1-1) 申請者が建設事業者の場合 (ICT機器、建機の購入及びリース)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 経営力向上計画の「6 経営力向上の内容 (3) 具体的な実施事項」に、「建設業分野に係る経営力向上に関する指針」の「四 生産性向上に関する事項 イICT施工の実施、コンクリート工における生産性向上技術の活用等、i-Constructionの推進」に係る実施事項が記載されていること (必須)。 |
| <p>1-2) 申請者が測量業者・建設コンサルタントの場合 (ICT機器、建機の購入及びリース)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 経営力向上計画の「6 経営力向上の内容 (3) 具体的な実施事項」に、建設事業者の生産性向上に資する実施事項が記載されていること (必須)。 |
| <p>2) 当事業による支援の必要性 (申請企業の規模、短期的支払余力、設備投資の規模、ICT活用工事経験の有無など)</p> |
| <p>3) 期待される生産性向上等の程度</p> |
| <p>4) 経営力向上計画の「6 経営力向上の内容 (3) 具体的な実施事項」に、事業承継に係る実施事項が記載されていること (任意) (ICT機器、建機の購入及びリース)</p> |